

## 島本町教育委員会 会議録（令和3年第10回 定例会）

日 時	令和3年9月21日（火） 午前9時30分 ～ 午前10時30分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西山洋子教育委員、森田美佐教育委員 西尾一実教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事 （教育推進課）山田敏博課長、佐々木淳平参事 （子育て支援課）南田篤志課長 （生涯学習課）
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	なし
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第15号報告 令和3年度教育費補正予算（案）の臨時代理について 第34号議案 島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について 第35号議案 工事請負契約の変更について 第36号議案 令和3年度教育費補正予算（案）について
議 決 事 項	第34号議案、第35号議案、第36号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長

本日、出席者は5名です。

定数を満たしておりますので、令和3年第10回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、高岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、高岡教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第15号報告「令和3年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第15号報告「令和3年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、去る9月7日の町議会に追加提出し、可決されました令和3年度一般会計補正予算(第5号)に関するものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号に掲げる事項に該当するため、本来であれば、議会への提出前に教育委員会の議決を経る必要がありましたが、緊急やむを得ないものとして、同規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が臨時に代理しましたので、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

資料の3ページをお開きください。

今回の補正予算は、現在進行中の第三小学校A棟建替工事の追加工事の実施に係る事業費を計上したものでございます。

下段の歳出内訳説明書の表を御覧ください。

小学校費・学校管理費の委託料・第三小学校A棟建替工事監理業務257万3,000円及び工事請負費・第三小学校A棟建替工事4,400万円の増額につきましては、本年度において旧A棟の解体作業を行う中で、旧A棟との連結部分に当たるB棟及びC棟の壁面が、施工当初の型枠材が付着したままで、かつ、平らでない状態であることが判明し、補修工事を行う必要が生じたため、その追加工事の関連費用を計上したものでございます。

なお、この追加工事の実施に伴う契約の変更につきましては、この後の第35号議案において別途審議をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

今頂いたのは報告ですが、これは承認をしないといけないのでしょうか。9月に承認されていたと思うのですが。

教育総務課長

この度の報告につきましては、臨時代理の報告となっております。本来であれば議案としてまずは教育委員会の採決を求めるべきところ、今回その時間がございましたので、教育委員会の議決に代わりまして、教育長が決裁によりそれを臨時に代理したものでございます。臨時に代理したものにつきましては、教育委員会規則に基づきまして、直後の教育委員会議におきまして、その臨時代理の報告を行うものとなっておりますため、今回その報告を行い、承認を求めるものでございます。

教育委員

報告の承認ですね。ありがとうございました。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第34号議案「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第34号議案「島本町子ども・子育て会議委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

資料の7ページを御覧ください。

委嘱候補者は、名簿3番の加藤博子（かとう・ひろこ）様でございます。

この度、島本町民生委員児童委員協議会から選出いただいております前任者の後任として御推薦を頂いたものでございます。

任期につきましては、前任者の残任期間である令和5年3月31日までとなっております。

委嘱候補者の加藤氏におかれましては、長年にわたって保育士として勤務された経験を有する方でございます。また、島本町民生委員児童委員協議会では、令和2年12月から主任児童委員会の代表を務めておられます。

資料の8ページを御覧ください。

島本町子ども・子育て会議の概要をお示ししております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第35号議案「工事請負契約の変更について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第35号議案「工事請負契約の変更について」、御説明申し上げます。

本案件は、9月30日の町議会に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号に掲げる事項に該当するため、議会への提出前に教育委員会の議決を求めるものでございます。

別綴じ資料の5ページをお開きください。

今回の工事請負契約の変更の概要としましては、先ほどの第15号報告で御説明しましたとおり、第三小学校A棟建替工事におきまして、B棟及びC棟の不良壁を補修する工事を追加で実施することに伴い、当該工事の請負契約における契約金額について、税込み4,381万

3,000円を増額し、16億8,389万1,000円に変更する  
ものでございます。

工事の概略としましては、でこぼこになっている壁面のうち、本来の壁の厚さよりも突き出ている部分を除去した後、当該壁面をアルミ製の外装材で覆う処置を施すものでございます。壁面の突出部分を削って建物の重量を軽くすることにより、不良壁発覚後の耐震性能調査の結果、町の目標I<sub>s</sub>値である0.75を、唯一、0.01ポイントだけ下回っていたB棟1階部分につきましても、補修工事後は、0.75以上に改善することとしております。

なお、追加工事の実施に伴い、工期の終了日につきましても、令和3年10月31日から令和4年3月18日に変更するものでございます。

この変更契約につきましては、9月7日の町議会で関連の補正予算が可決されたことを受けまして、建替工事の請負業者との間で9月17日に仮契約を締結しました。今後、9月30日の町議会において変更契約について可決されまると、それをもって正式に本契約となり、速やかに、補修工事に着手してまいる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

今回第35号議案資料が今日提出された経緯を教えてください。

教育総務課長

補正予算につきましては、第15号報告で申し上げましたとおり、教育長による臨時代理を経まして、9月7日の町議会に上程いたしまして可決されました。その補正予算の可決を受けまして、9月17日に現請負業者との間で変更契約に関する仮契約を締結いたしました。本来でありましたら、他の議案とともに皆様の方には議案発送させていただくべきところではございましたが、業者との間における契約手続が9月17日の先週金曜日とぎりぎりになった関係もございまして、資料につきましては、当日配布させていただくものとなったものでご

ございます。この辺りの流れにつきまして、皆様におかれましては御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育委員

ありがとうございます。当日に資料を配布されるとうまく目を通せないで、なるべく少し目を通す時間を頂けたらと思うので、よろしくお願いいたします。

教育委員

増額金額について、おそらくこれは新たに分かったことですから、ゼネコンを変えることはないでしょうし、コンペをされることもないと思うんですけれども、増額になった金額が適正であるという根拠はどの辺りでお考えになられたのか、教えていただければと思います。

教育総務課長

契約金額の妥当性につきましてですが、補正予算の上程時におきましては、業者から提出いただきました見積書を基に設計を組ませていただきました。設計書を組ませていただく際には、見積書をそのまま予算額として計上するのではなく、工事関係につきましてはそれぞれの単価が一覧として載っている冊子もございますので、そちらの資料等を参考にいたしまして、教育委員会内の専門職員によって単価及びその総額につきましては精査をさせていただきます、議会の方に上程させていただいております。実際の契約金額につきましても、予算額そのまま契約するのではなくて、実際、今回の第三小学校の建替工事の入札時における落札率等を踏まえまして、業者との間での調整等を経まして、この契約金額において仮契約をさせていただいたものでございます。

教育委員

2年近く工事期間が延長されるということですのでけれども、今回上がってきております報告の金額に関しましては、工事費の金額の増額のみで上がってきておりますが、2年延びるということは、子どもたちの校舎についても今までどおりプレハブの校舎を使ったり、その他運営状況もそのまま引き継がれるということで、その辺諸々の諸費用も上がってくるかと思うのですが、そちらの予算についてはいかがなのでしょう。

教育総務課長

工期につきましては、現契約におきましては本年10月31日までと致しておりましたが、追加工事を実施することに伴いまして、令和4年3月18日まで約半年間延長することと致しております。委員御

指摘のとおり、夏休み前まで仮設校舎におきまして、児童は、基本的にそちらで学習活動等を行っておりました。仮設校舎につきましては、1学期をもって使用を終了し、現在解体撤去を行っているところでございます。追加工事に伴いまして、B棟・C棟におきまして、当然工事を行いながらの学習活動ということになるのですが、こちらにつきましては、工事内容を精査いたしまして、学習活動への特段の影響はなく、施設におきましても耐震性能は一定確保された中において行っておりますので、施設における安全性につきましても特段の影響はないものと判断いたしまして、この度、仮設校舎はそのまま使うことなく、B棟・C棟で子どもたちは学習活動を行って、並行して壁面工事を実施する、というふうに図るものでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第36号議案「令和3年度教育費補正予算(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第36号議案「令和3年度教育費補正予算(案)について」、御説明申し上げます。本案件は、9月30日の町議会に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号に掲げる事項に該当するため、議会への提出前に教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料の11ページをお開きください。

今回の補正予算は、主に、10月1日から大阪府における最低賃金が引き上げられることに伴い、会計年度任用職員の報酬単価が改正さ

れることによるものでございます。

下段の歳出内訳説明書の表を御覧ください。

まず、事務局費の報酬・事務職49万8,000円及び職員手当等・会計年度任用職員期末手当11万6,000円の増額につきましては、教育総務課及び教育推進課に所属する各事務補助員の報酬単価の改正に伴うほか、教育総務課職員の病休対応として同課事務補助員の勤務日数及び時間を変更したことに伴い、その増額分を計上するものでございます。

次に、教育センター費の報酬・事務職1万円の増額と、その下、図書館費の報酬・事務職1万2,000円及び職員手当等・会計年度任用職員期末手当2,000円の増額につきましては、それぞれの施設に所属する事務補助員の報酬単価の改正に伴い、その増額分を計上するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和3年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。